

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系について

令和元年9月 長崎県障害福祉課作成

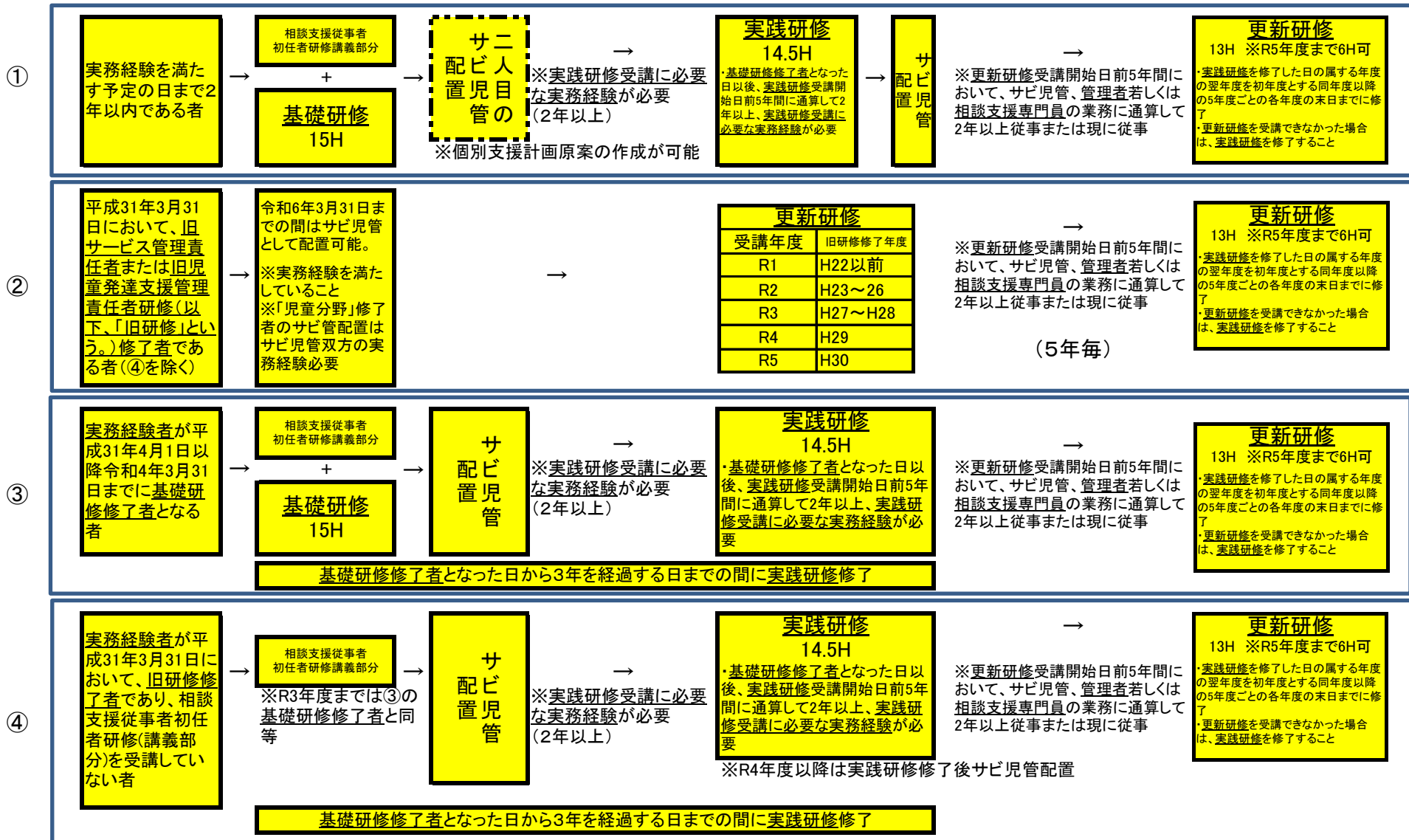
※下線部は、別添「用語注釈」をご参照ください。

※下記は[平成18年厚生労働省告示544号](指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等)

及び[平成18年厚生労働省告示230号](障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの)について、記載したもの

サビ児管配置要件[告示544号第一号][告示230号第一号及び第二号]

サビ児管各々の「実務経験を満たす日」+「相談支援従事者初任者研修講義部分修了者」+  
サビ児管各々の「実践研修修了者」であれば、サビ児管としてそれぞれ配置可。その上で、更新研修修了者となること



サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの	告示544号一イ	○実務経験者及び更新研修修了者 サービス管理責任者は、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助の提供に係る管理を行う次の(1)(※実務経験者)及び(2)(※更新研修修了者)に定める要件を満たす者。
	告示544号一口	○平成31年3月31日において、旧サービス管理責任者研修修了者である者 ※令和6年3月31日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。 この場合、令和6年3月31日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。
	告示544号一ハ	○実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった者 ※イ(2)(二)(※実践研修修了者)の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験をサービス管理責任者とみなす。 この場合、当該実務経験者がサービス管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要す。
	告示544号一ニ	○更新研修未受講者の実践研修再修了による配置 イ(2)柱書きの期日(※実践研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日)までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又はロに定める期日(※令和6年3月31日)までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、イの(2)(※更新研修修了者)の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書を受けた日に実践研修修了者となったものとする。
	告示544号一ホ	○2人目としてのサービス管理責任者配置 サービス管理責任者(サービス管理責任者のうち1人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤のサービス管理責任者)が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。)(以下「指定障害福祉サービス事業所等」と総称する。)(においては、指定障害福祉サービス基準第58条第2項から第4項まで、指定障害者支援施設基準第23条第2項から第4項まで、障害福祉サービス基準第17条第2項から第4項まで及び障害者支援施設基準第18条第2項から第4項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該指定障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号及び第215条第2項、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号イ(3)、第5条第2項及び附則第4条第2項、障害福祉サービス基準第12条第1項第5号及び第90条第2項並びに障害者支援施設基準第11条第1項第2号イ(3)、第12条第2項及び附則第4条第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	告示544号一ヘ	○やむを得ない事由による配置 やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについて、イ(2)(※更新研修修了者)に定める要件を満たしているものとみなす。
	告示544号一ト	○自立支援法からの経過措置 平成18年10月1日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)第107条に規定する指定共同生活援助事業所が、同日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助、同令第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は同令第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る同令第208条第1項、第213条の4第1項又は第213条の14第1項に規定する指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、実務経験を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)から(三)までの期間(※相談支援及び有資格並びに直接支援の期間)が通算して3年以上である者であって、イ(2)(※更新研修修了者)に定める要件を満たすものをサービス管理責任者として置くことができる。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの	告示230号一及び二	○実務経験者及び更新研修修了者 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(以下「児童発達支援管理責任者」という。)は第一号(※実務経験者)及び第二号(※更新研修修了者)に定める要件を満たす者。
	告示230号三	○平成31年3月31日において、旧児童発達支援管理責任者研修修了者である者 ※令和6年3月31日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。 この場合、令和6年3月31日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。
	告示230号四	○実務経験者が平成31年4月1日以降令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった者 第二号ロ(※実践研修修了者)の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。 この場合、当該実務経験者が児童発達支援管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要す。
	告示230号五	○更新研修未受講者の実践研修再修了による配置 第二号柱書きの期日(※実践研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日)までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は第三号に定める期日(※令和6年3月31日)までに更新研修修了者とならなかった旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、第二号(※更新研修修了者)の規定にかかわらず、児童発達支援管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。
	告示230号六	○2人目としての児童発達支援管理責任者配置 児童発達支援管理責任者(児童発達支援管理責任者のうち1人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤の児童発達支援管理責任者)が配置されている指定通所支援を行う事業所又は指定入所支援若しくは医療型児童発達支援を行う指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。)(以下「障害児通所支援事業所等」と総称する。)においては、指定通所支援基準第27条第2項から第4項まで及び指定障害児入所施設等基準第21条第2項から第4項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該児童発達支援管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該障害児通所支援事業所等に置くべき児童発達支援管理責任者の数に達することとみなすことにより、設備運営基準第49条第1項、第58条第1項、第63条第1項及び第69条、指定通所支援基準第5条第1項第2号及び第3項第5号、第6条第1項第5号、第54条の6第1項第2号、第56条第1項第6号、第66条第1項第2号及び第3項第5号、第71条の3第1項第2号、第71条の8第1項第2号並びに第73条第1項第2号並びに指定障害児入所施設等基準第4条第1項第6号及び第52条第1項第5号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
	告示230号七	○やむを得ない事由による配置 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた障害児通所支援事業所等にあつては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、当該障害児通所支援事業所等において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、第二号(※更新研修修了者)に定める要件を満たしているものとみなす。
	告示230号八	○平成24年4月1日以前の児童に関する分野のサービス管理責任者研修修了者である者 平成二十四年四月一日前に指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等に規定する児童に関する分野のサービス管理責任者研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者については、旧告示第二号に規定する児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。
	告示230号九	○自立支援法からの経過措置 平成24年3月31日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号)による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第5条に規定する旧指定児童デイサービス事業所が、同日以後引き続き指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援又は同令第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う場合におけるこれらの事業に係る同令第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所又は同令第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、第一号イ、ロ及びこの期間(※相談支援及び有資格並びに直接支援の期間)が通算して3年以上である者であつて、第二号(※更新研修修了者)に定める要件を満たすものを児童発達支援管理責任者として置くことができる。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
実務経験者	告示544号一イ(1)	告示544号一イ(1)(一)(※相談支援の業務)及び(二)(※有資格の業務)の期間が通算して5年以上である者、(三)(※直接支援の業務)の期間が通算して8年以上である者または(一)から(三)までの期間が通算して3年以上かつ(四)(※国家資格)の期間が通算して3年以上である者。 ※別途掲載している「実務経験要件」をご確認ください。
	告示230号一	次のイ(※相談支援の業務)及びロ(※有資格の業務)の期間を通算した期間が5年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者、ニ(※直接支援の業務)の期間を通算した期間が8年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者又はイ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつハの期間が通算して5年以上である者。 ※別途掲載している「実務経験要件」をご確認ください。
更新研修修了者	告示544号一イ(2) 告示230号二	更新研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。 ただし、実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、基礎研修修了者及び実践研修修了者に該当するものであって、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。
基礎研修修了者	告示544号一イ(2)(一) 告示230号第二号イ	基礎研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、次のいずれかの要件を満たす者 ・相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者(別表第二) ・旧障害者ケアマネジメント研修修了者(旧告示一イ(1)(2)b)
実践研修修了者	告示544号一イ(2)(二) 告示230号第二号ロ	実践研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものであって、次のいずれかの要件を満たす者 ・基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者 ・平成31年4月1日において旧告示(544号)一イ(1)から(5)(※旧サービス管理責任者研修)または旧告示(230号)二(※旧児童発達支援管理責任者研修)のいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修(講義部分)修了者となったものであること (実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。)
更新研修	告示544号一イ(2) サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	・指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として現に従事している実践研修修了者 ・サービス管理責任者更新研修受講開始日前5年間に、サービス管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者 に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のもの ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに受講
	告示230号二 サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	・指定通所支援(児童福祉法第21条の5の3第1項に定める指定通所支援をいう。以下同じ。)又は指定入所支援(児童福祉法第24条の2に定める指定入所支援をいう。以下同じ。)の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的として児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として現に従事している実践研修修了者 ・児童発達支援管理責任者更新研修受講開始日前5年間に、児童発達支援管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事していた実践研修修了者 に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のもの ・実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに受講
	サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問4	改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を修了している者は、5年ごとに更新研修を受講する必要があるが、その起算点はいつか。 (答) 起算点は、平成35年度までの間に更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度となる。平成31年厚生労働省告示第109号及び第110号による改正前の告示に定めるサービス管理責任者等の研修を平成30年度までに修了している者については、平成35年度までの間に更新研修を受講することになる。また、2回目以降の更新研修は、1回目の更新研修の修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度として5年度ごとに修了する必要がある。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
基礎研修	告示544号一イ(2)(一) サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定障害福祉サービス等の質の確保に関する基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が2年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のもの ・告示544号第一号イ(1)の実務経験を必要とする。
	告示230号二イ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が2年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のもの ・告示230号第一号の実務経験を必要とする。
実践研修	告示544号一イ(2)(二) サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のもの ・告示544号第一号イ(1)の実務経験を必要とする。
	告示230号二ロ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問7-1	指定通所支援又は指定入所支援の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のもの ・告示544号第一号イ(1)の実務経験を必要とする。
実践研修受講に必要な実務経験	告示544号一イ(2)(二)a 告示230号二ロ(1) サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A問1、問7-1	基礎研修修了者は、今後サービス管理責任者等の業務を担うことが予定されることから、実践研修受講に当たって必要な実務経験は、主として個別支援計画の原案作成等に係る業務を担うことを想定しているが、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年厚生労働省告示第544号。以下「サービス管理責任者資格要件告示」という。)」及び「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第230号。以下「児童発達支援管理責任者資格要件告示」という。)」(以下これらを「告示」という。)において、「相談支援の業務又は直接支援の業務」としており、必ずしも個別支援計画の原案作成等の業務のみに限られるものではない(サービス管理責任者資格要件告示第1号イ(2)の(二)のa及び児童発達支援管理責任者資格要件告示第2号のロ(1)参照)。
管理者	告示544号一イ(2)	指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準及び障害福祉サービス基準の規定による指定障害福祉サービス事業者が当該事業を行う事業所及び指定障害者支援施設等の管理者
	告示230号二	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。)の規定による指定児童発達支援事業所及び指定福祉型障害児入所施設の管理者
相談支援専門員	告示544号一イ(2)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条第2項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条第1項に規定する相談支援専門員
	告示230号二	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員
旧サービス管理責任者研修修了者	告示544号一ロ サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問5	平成31年3月31日において旧告示(544号)一イ(1)(二)、旧告示(544号)一イ(2)(二)、旧告示(544号)一イ(3)(二)、旧告示(544号)一イ(4)(二)、旧告示(544号)一イ(5)に定める要件を満たす者
旧児童発達支援管理責任者研修修了者	告示230号三 サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A 問5	・平成31年3月31日において旧告示(230号)第二号に定める要件を満たす者 ・サービス管理責任者に配置する場合は児童発達支援管理責任者の実務経験を必要とする。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修体系の用語注釈

用語	根拠法令	規定内容
旧告示(544号)一 イ(1)	旧告示一 イ(1)から(5)まで	実務経験要件を満たす者及び(旧)各分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む)
	旧告示一 イ(1)(二)	(旧)介護に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) ※生活介護又は療養介護
	旧告示一 イ(2)(二)	(旧)身体障害、知的障害又は精神障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) ※自立訓練(生活訓練)、自立生活援助、共同生活援助
	旧告示一 イ(3)(二)	(旧)身体障害を有する者の地域生活に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) ※自立訓練(機能訓練)
	旧告示一 イ(4)(二)	(旧)就労に関する分野のサービス管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む) ※就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
	旧告示一 イ(5)	(旧)指定障害者支援施設等又は障害者支援施設において提供される施設入所支援以外の施設障害福祉サービスのいずれかに係るサービス管理責任者 ※施設入所支援
旧告示(230号)第二号	旧告示(230号)二	(旧)児童発達支援管理責任者研修修了者(相談支援従事者初任者研修(講義部分)または旧障害者ケアマネジメント研修を含む)